

倉吉市公共下水道条例施行規程及び倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月11日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市公共下水道条例施行規程及び倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部を改正する規程

(倉吉市公共下水道条例施行規程の一部改正)

第1条 倉吉市公共下水道条例施行規程(令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(排水設備等の計画の確認) 第3条 略 2 管理者は、前項の計画を確認したときは、 <u>その旨</u> を当該確認を受けようとした者に通知する。	(排水設備等の計画の確認) 第3条 略 2 管理者は、前項の計画を確認したときは、 <u>排水設備等計画確認書(様式第2号)</u> を交付する。
(排水設備等の軽微な変更) 第5条 条例第6条第2項ただし書に規定する排水設備等の軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>前2号に掲げるもののほか管理者が特に認め</u> た軽微な変更 2 条例第6条第2項本文の規定による届出は、排水設備等変更届(<u>様式第2号</u>)によるものとする。	(排水設備等の軽微な変更) 第5条 条例第6条第2項ただし書に規定する排水設備等の軽微な変更は、次に掲げるものとする。 (1)及び(2) 略 2 条例第6条第2項本文の規定による届出は、排水設備等変更届(<u>様式第3号</u>)によるものとする。
(排水設備等の工事の検査) 第6条 条例第7条第1項の規定による排水設備等の工事の検査を受けようとするときは、排水設備等工事完了届(<u>様式第3号</u>)により届け出なければならない。 2 条例第7条第2項の検査済証は、排水設備検査済証(<u>様式第4号</u>)によるものとする。	(排水設備等の工事の検査) 第6条 条例第7条第1項の規定による排水設備等の工事の検査を受けようとするときは、排水設備等工事完了届(<u>様式第4号</u>)により届け出なければならない。 2 条例第7条第2項の検査済証は、排水設備検査済証(<u>様式第5号</u>)によるものとする。
(軽微な工事) 第7条 条例第8条第1項に規定する管理者が別に定める軽微な工事は、第5条第1項 <u>第1号又は第2号</u> の変更を行うための工事とする。	(軽微な工事) 第7条 条例第8条第1項に規定する管理者が別に定める軽微な工事は、第5条第1項の変更を行うための工事とする。

(総代理人の届出)

第8条 条例第10条の規定による総代理人の選定又は変更の届出は、排水設備等共同設置総代理人選定(変更)届(様式第5号)によるものとする。ただし、倉吉市水道事業給水条例施行規程(昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号。以下「水道給水規程」という。)第3条第2項の規定による総代理人選定及び総代人等変更届の提出をもってこれに代えることができる。

(除害施設の設置等の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出は除害施設設置等届(様式第6号)により、当該除害施設の工事着手15日前までにしなければならない。

2 略

(除害施設の工事の検査)

第11条 条例第15条第1項の規定による届出は除害施設設置等工事完了届(様式第7号)により、同条第2項の規定による検査済証の交付は除害設備検査済証(様式第8号)によるものとする。

(除害施設管理責任者の選任の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、除害施設管理責任者選任届(様式第9号)によるものとする。

(使用開始等の届出)

第15条 条例第21条の規定による使用開始等の届出並びに条例第22条の規定による工場及び事業場からの下水の排除の開始等の届出は、下水道使用開始等届(様式第10号)によるものとする。ただし、条例第21条の規定による休止又は再開したときの届出は、水道給水規程第10条第1項又は同規程第9条の規定による給水申込及び水道使用状況変更届の提出をもってこれに代えることができる。

2 前項の届出に係る使用者又は工場及び事業場の下水の量若しくは水質に変更があったときは、その旨を5日以内に、下水道使用者等変更届(様式第11号)により届け出なければならない。ただし、使用者の変更については、水道給水規程第10条第2項の規定による給水装置使用者等変更届の提出をもってこれに代えることができる。

(特別使用の許可申請)

第19条 条例第23条の9第1項の規定による特別使用の許可を受けようとする者は、公共下水道特別使用許可申請書(様式第12号)を管理者に提出しなければならない。

(行為の許可申請書)

第20条 条例第24条の規定による申請は、行為の許可

(総代理人の届出)

第8条 条例第10条の規定による総代理人の選定又は変更の届出は、排水設備等共同設置総代理人選定(変更)届(様式第6号)によるものとする。ただし、倉吉市水道事業給水条例施行規程(昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号。以下「水道給水規程」という。)第3条第2項の規定による総代理人選定及び総代人等変更届の提出をもってこれに代えることができる。

(除害施設の設置等の届出)

第10条 条例第14条の規定による届出は除害施設設置等届(様式第7号)により、当該除害施設の工事着手15日前までにしなければならない。

2 略

(除害施設の工事の検査)

第11条 条例第15条第1項の規定による届出は除害施設設置等工事完了届(様式第8号)により、同条第2項の規定による検査済証の交付は除害設備検査済証(様式第9号)によるものとする。

(除害施設管理責任者の選任の届出)

第13条 条例第17条の規定による届出は、除害施設管理責任者選任届(様式第10号)によるものとする。

(使用開始等の届出)

第15条 条例第21条の規定による使用開始等の届出並びに条例第22条の規定による工場及び事業場からの下水の排除の開始等の届出は、下水道使用開始等届(様式第11号)によるものとする。ただし、条例第21条の規定による休止又は再開したときの届出は、水道給水規程第10条第1項又は同規程第9条の規定による給水申込及び水道使用状況変更届の提出をもってこれに代えることができる。

2 前項の届出に係る使用者又は工場及び事業場の下水の量若しくは水質に変更があったときは、その旨を5日以内に、下水道使用者等変更届(様式第12号)により届け出なければならない。ただし、使用者の変更については、水道給水規程第10条第2項の規定による給水装置使用者等変更届の提出をもってこれに代えることができる。

(特別使用の許可申請)

第19条 条例第23条の9第1項の規定による特別使用の許可を受けようとする者は、公共下水道特別使用許可申請書(様式第13号)を管理者に提出しなければならない。

(行為の許可申請書)

第20条 条例第24条の規定による申請は、行為の許可

<p>申請書（様式第13号）によるものとする。</p> <p>（占有許可申請及び占有料）</p> <p>第21条 条例第26条第1項の規定による申請は、下水道敷等占有許可申請書（様式第14号）によるものとし、管理者が許可を認めたときは、下水道敷等占有許可書（様式第15号）を交付する。</p>	<p>申請書（様式第14号）によるものとする。</p> <p>（占有許可申請及び占有料）</p> <p>第21条 条例第26条第1項の規定による申請は、下水道敷等占有許可申請書（様式第15号）によるものとし、管理者が許可を認めたときは、下水道敷等占有許可書（様式第16号）を交付する。</p>
--	--

第2条 倉吉市公共下水道条例施行規程の一部を次のように改正する。

様式第2号を削り、様式第3号を様式第2号とし、様式第4号から様式第16号までを1号ずつ繰り上げる。

（倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程の一部改正）

第3条 倉吉市集落排水施設の設置及び管理に関する条例施行規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（排水設備の軽微な変更等）</p> <p>第4条 条例第7条第2項ただし書に規定する排水設備の軽微な変更は、倉吉市公共下水道条例施行規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第3号）第5条第1項各号に掲げる変更とする。</p> <p><u>2 条例第8条の管理者が別に定める軽微な工事は、倉吉市公共下水道条例施行規程第5条第1項第1号又は第2号の変更を行うための工事とする。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第6条 排水設備の計画確認の申請及び変更の届出、排水設備工事の完了の届出、総代人の選定及び変更の届出、使用開始等の届出並びに排水設備検査済証の交付については、倉吉市公共下水道条例施行規程の例による。</p>	<p>（排水設備の軽微な変更等）</p> <p>第4条 条例第7条第2項ただし書に規定する排水設備の軽微な変更及び<u>条例第8条に規定する管理者が別に定める軽微な工事は、倉吉市公共下水道条例施行規程（令和2年倉吉市上下水道局企業管理規程第3号）第5条第1項各号に掲げる変更及びそれを行うための工事とする。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第6条 排水設備の計画確認の申請及び変更の届出、排水設備工事の完了の届出、総代人の選定及び変更の届出、使用開始等の届出並びに排水設備の計画確認書及び検査済証の交付については、倉吉市公共下水道条例施行規程の例による。</p>

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。